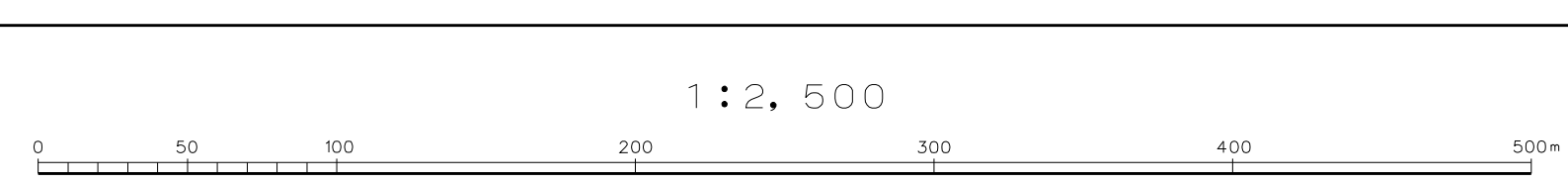


座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅷ座標系
投影は横メルカトル投影
図面に表示してある座標値はメートル単位
方眼は0.5メートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

株式会社日建技術コンサルタント調製

令和 6年測量
1. 令和 4年 11月 撮影空中写真
2. 令和 5年 12月 現地調査



「この測量成果は、国土院長の承認及び勘定を有し、国政官の測量標及び測量成果を使用して得たものである(承認番号)H20 第116号」
「この測量成果は、国土院長長の勘定を有して得たものである。(勘定番号) 5 5 第262号」

計画機関 牧之原市